

『出雲国風土記』と松江地域

野々村 安浩 (島根県古代文化センター)

1. 出雲国風土記とは
2. 出雲国風土記の編集
3. 郷名起源伝承記述について
4. 勘造者 「秋鹿郡人神宅臣金太理」
5. 出雲国風土記の文体

1. 出雲国風土記とは

(1) 風土記とは

- ①和銅6年(713)5月撰進命令 *当時の国数60余国

『続日本紀』和銅6年5月甲子(2)条

「制すらく。畿内七道諸国の郡郷の名は好き字を著けよ。其の郡内に生ずる所の銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚虫等の物は、具さに色目を録し、及土地の肥瘠、山川・原野の名号の所由、古老の相伝ふる旧聞異事は、史籍に載せて宜しく言上すべし。」

⇒(ア)郡郷名に好字をつける。

(イ)地名の由来、特産物、農地の肥沃か否か、古老の伝承等の報告

- ②現存のまとまった風土記 5国

常陸(茨城県)・播磨(兵庫県南部)・出雲・肥前(佐賀県・長崎県)・豊後(大分県)

※「常陸」・・・諸所に「以下之を略す」→略本

「播磨」「肥前」「豊後」→欠落項目がある。

(2) 出雲国風土記の特徴

- ①ほぼ完全な形で伝わる

- ②成立年代、編者がわかる 天平5年(733)、出雲臣広嶋

『出雲国風土記』卷末

「天平五年二月卅日勘造 秋鹿郡人神宅臣金太理

国造帯意宇郡大領外正六位上 勲十二等 出雲臣広嶋」

- ③『出雲国風土記』の記載項目構成

(ア)国の総括的記述(国号の由来・神社郡郷里等の統計等)

(イ)9郡構成(意宇郡・島根郡・秋鹿郡・楯縫郡・出雲郡・神門郡・飯石郡・仁多郡・大原郡)

(ウ)国の特別記述(主要通道の順路路程・各駅間の路程・軍団・烽等)

2. 出雲国風土記の編集

(1) 各郡からの提出順序

- ①意宇郡条 (*中海)

北入海。

②島根郡条 (*中海、日本海)

○凡、南入海所在雑物、入鹿・和爾・鯔・須受枳・近志呂・鎮仁・白魚・海鼠・鯧鰕・海松等之類、至多、不可尽名。

○凡北海所在雑物。志毘・朝鮓・沙魚・烏賊・★★(たこ)・鮑魚・螺・蛤貝(字或作蚌菜)・蕨甲羸(字或作石經子)・甲羸・蓼螺子(字或作螺子)・螺蠣子・石華(字或作蠣犬脚也。或土曠。犬脚者勢也)・白貝・海藻・海松・紫菜・凝海菜等之類、至繁、不可尽称也

③秋鹿郡条 (*宍道湖、日本海)

○南入海。春則在鯔魚・須受枳・鎮仁・鰕等、大小雑魚。秋則有白鵠・鴻雁・鳧・鴨等鳥。

○凡北海所在雑物。鮓・沙魚・佐波・烏賊・鮑魚・螺・蛤貝・蚌・甲羸・螺子・石華・蠣子・海藻・海松・紫菜・凝海菜

④楯縫郡条 (*宍道湖、日本海)

○南入海。雑物等者、如秋鹿郡説。

○凡北海所在雑物、如秋鹿郡説。但紫菜者、楯縫郡尤優也。

⑤出雲郡条 (*宍道湖、日本海)

○東入海所在雑物、如秋鹿郡説也。

○凡北海所在雑物、如楯縫郡説。但、鮑出雲郡尤優。所捕者、所謂御埼海子、是也。

⑥神門郡条 (*日本海)

○凡北海所在雑物、如楯縫郡説。但無紫菜

→秋鹿郡を基準に、楯縫郡・出雲郡・神門郡の記載。

意宇郡・・「南入海」の産物名記載なし、島根郡・・産物名すべて記載

→(関氏 1995)

・提出が早い秋鹿郡以下神門郡までの記載の調整に入る。

・意宇郡・島根郡の提出が遅かったのではないか。

(2) 意宇郡を基準に他の郡の同様記載の調整

①意宇郡～神門郡の「余戸里」「神戸里」の項目

(a) 意宇郡余戸里条 「也郡亦如也」

(b) 意宇郡出雲神戸条 「他郡等神戸且如之」

(c) 島根郡余戸里条 「説名、如意宇郡。」

(d) 秋鹿郡神戸里条 「出雲之。説名、如意宇郡。」

(e) 楯縫郡 (余戸里条) 「説名如意宇郡」

(神戸里条) 「出雲也。説名、如意宇郡。」

(f) 出雲郡神戸郷条 「出雲也。説名、如意宇郡。」

(g) 神門郡余戸里条 「説名、如意宇郡」

②出雲郡

(a) 郡名説明項目 「所以号出雲者、説名如国也」

(b) 出雲郡出雲郷条 「出雲郷。即属郡家(説名如国)」

(3) 九郡を、3地域区分として記載した記載

①意宇郡の巻末 「前件一郡、入海之南、此則国廓也」

②神門郡の巻末 「前件伍郡、並大海之南也」

③大原郡の巻末 「前件参郡、並山野之中也」

(4)

出雲大川。源自伯耆与出雲二国堺鳥上山流、出仁多郡横田村。即經横田・三処・三沢・布勢等四郷、出大原郡堺引沼村。即經来次・斐伊・屋代・神原等四郷、出出雲郡堺多義村、經河内・出雲二郷、北流、更折西流。即經伊努・杵築二郷、入神門水海。此則所謂斐伊河下也。河之両辺、或土地渡、土穀、桑麻、稔歟・枝、百姓之膏腴菌。或土体豊沃、草木叢生也。則有年魚・鮭・麻須・伊具比・鮐・鱧等之類、潭湍双泳。自河口至河上横田村之間、五郡百姓、便河而居。(出雲・神門・飯石・仁多・大原郡) 起孟春至季春、投材木船、沿浜河中也。

→出雲大川の下流からの郡名順・・・神門・出雲・大原・仁多
この箇所の郡名記載順序は、『出雲国風土記』郡名記載順。

3. 郷名起源伝承記述について

(1) 神名による郷名起源記載

①意宇郡 大草郷

郡家の南西二里一百二十歩なり。須佐乎命の御子、青幡佐久佐丁壮命坐せり。故、大草と云ふ。

(2) 神の行為・事象による郷名起源記載

②意宇郡 母理郷

郡家の東南三十九里百九十歩なり。所造天下大神大穴持命、越の八口を平け賜ひて還り坐しし時、長江山に坐して詔りたまひしく、「我が造り坐して命く国は、皇御孫命、平世と知らせと依さし奉り、但、八雲立つ出雲国は、我が静まり坐さむ国と、青垣山廻らし賜ひて、玉と珍で直し賜ひて、守りまさむ」と詔りたまひき。故、文理と云ふ。神龜三年に、字を母理と改む。

(3) 『出雲国風土記』郷名伝承記述 【表 神名別の整理】

→郷名起源伝承 「所造天下大神」を軸に記載している。

③出雲郡 宇賀郷

天下所造らしし大神、神魂命の御子、綾門日女命のあとらへ坐しき。爾の時、女神、肯はずて、逃げ隠れし時に、大神伺ひ求め給ひし所、此則ち是の郷なり。

④神門郡 八野郷

須佐能衰命の御子 八野若日女命坐しき。爾の時、所造天下大神大穴持命、娶ひ給はむとして、屋を造らしめ給ひき。故に八野と云ふ。

→在来の神名ではなく、「所造天下大神」の行為に地名起源に変更。

→所造天下大神を中心に、

女性神や須佐能衰命・御子神との姻戚関係をもつ神々の相関図の形成

(4) 秋鹿郡の郷名起源伝承記載

① 恵曇郷

須佐能乎の御子、磐坂日子命、国巡行し坐しし時、此の処に至り坐して詔りたまひしく「此の処は国稚く美好し。国形、絵鞆の如くなるかも。吾が宮は是処に造事らせむ」と詔りたまひき。故、恵伴と云ふ。(神亀三年に、字を恵曇と改む)

② 多太郷

須佐能乎の御子、衝杵等番比古命、国巡行し坐しし時、此の処に至り坐して詔りたまひしく「吾が御心照明く正真しく成りましぬ。吾は此の処に静まり坐さむ」と詔りたまひて静まり坐しき。故、多太と云ふ。

③ 大野郷

和加布都努志能命、御狩し坐しし時、この郷の西の山に獵人を立て給ひて、猪^みを追ひて北の方に上りたまふに、阿内の谷に至りて、その猪の跡^う亡失せき。爾の時詔りたまひしく、「自然なるかも、猪の跡^う亡失せぬ」と詔りたまひき。故、内野^{うちぬ}と云ふ。然るに今の人、猶誤りて大野^{なつ}と号くるのみ。

④ 伊農郷

出雲郡の伊農郷に坐しし赤衾伊農意保須美比古和気能命^{あかぶすまおほすみひこわけのみこと}の後、天甕津日女命^{あめのみかつひめのみこと}、国巡行し坐しし時、此の処に至り坐して詔りたまひしく、「伊農はや」と詔りたまひき。故、伊努と云ふ。(神亀三年に、字を伊農と改む)

→「所造天下大神」にちなむ郷名起源伝承を持たない。

(5) 秋鹿郡の郡名起源伝承記載

秋鹿と号する所以は、郡家の正北に秋鹿日女命坐せり。故、秋鹿と云ふ。

→所造天下大神に関わりを持たない女神に由来

*【郡名起源】

- 意宇郡・島根郡・・・八束水臣津野命の発言に由来
- 楯縫郡・出雲郡・飯石郡・・・郷名に一致、郷名に由来
- 神門郡・・・神門臣の神門を貢ぐに由来
- 仁多郡・・・所造天下大神の発言に由来
- 大原郡・・・地形に由来

4. 勸造者 「秋鹿郡人神宅臣金太理」

(1) 秋鹿郡からの編集開始？

(2) 「所造天下大神」に関わりを持たない郷名起源伝承記載

5. 出雲国風土記の文体

(1) 意宇郡 忌部神戸条

郡家正西二十一里二百六十步。国造、神賀詞奏しに、参向朝廷時、御沐之忌玉作。故、云忌部。即川辺出湯。出湯所在、兼海陸。仍、男女老少、或道路駱駝、或海中沿洲、日集成市、繽紛燕樂。一濯形容端正、再沐則萬病悉除。自古至今、無不得驗。故、俗人、曰神湯。

(2) 島根郡 朝酌促戸条

東有通道。西在平原。中央渡。則釜互東西、春秋入出。大小雜魚、臨時来湊、釜辺★駮。風压水衝。或破壊釜、或裂破★。於是被捕、大小雜魚、浜噪家闔、市人四集、自然成鄣矣。

(3) 島根郡 邑美冷水条

東西北山、並嵯峨、南海瀟漫、中央鹵、灑磷々。男女老少、時々叢集、常燕会地矣。

(4) 秋鹿郡 「恵曇浜」条

廣二里一百八十步。東南並在家。西野、北大海。即自浦至于在家之間、四方並無石木、猶白沙之積、大風吹時、其沙、或隨風雪零、或居流蟻散、掩覆桑麻、即有鑿磐壁二所、・・

(5) 神門郡 「神門水海」条

郡家正西四里五十步。周卅五里七十四步。裏則鯨魚・鎮仁・須々枳・鮒・玄蠣也。即水海与大海之間在山。長廿二里二百卅四步、廣三里。此者意美豆努命之国引坐時之綱矣。今俗人、号云菌松山。地之形体、壤石並無也。白沙耳積上。即松林茂繁、四風吹時、沙飛流 掩埋松林。今、年埋半遺。恐遂埋被埋已与。起松山南端美久我林、尽石見与出雲二国堺、中嶋埼之間、或平濱、或陵磯。

→漢籍の影響の文体、四六駢儷体的表現、その典拠、その学習、

【参考文献】

- ①加藤義成著『修訂 出雲国風土記参究』1981 松江今井書店
- ②関 和彦著『出雲国風土記註論』2006 明石書店
- ③関 和彦『『出雲国風土記』の編纂』
(山本清編『風土記の考古学3 出雲国風土記』1995 同成社)
- ④荻原千鶴『『出雲国風土記』の地名起源叙述の方法』
太田善磨先生追悼論文集『古事記・日本書紀論叢』1997 続群書類従完成会
- ⑤野々村安浩『『出雲国風土記』記載についての一考察～出雲郡「出雲大川」条を中心に～』『古代文化研究』No.17 2009
- ⑥野々村安浩『『出雲国風土記』編集についての一考察
～神門郡「神門川」条記載を中心に～』『風土記研究』No.34 2010